

## 小地域ネットワーク事業実施要項

### 1. 目的

この事業は、市民福祉活動を積極的に促進し、自治会を中心とした住民参加型の小地域ネットワーク事業を展開することにより誰もが安心して生活ができるような「福祉のまちづくり」を進めることを目的とする。

### 2. 事業主体

沖縄市社会福祉協議会・指定自治会

### 3. 指定対象

自治会を対象とする。ただし、小地域ネットワークづくり試行事業を終了した自治会を除くものとする。当該自治会は、ボランティア活動の基盤整備が図られ、地域福祉活動に住民の理解と積極的な協力が得られる自治会とする。

### 4. 事業期間

小地域ネットワーク事業は2年間とする。ただし、事業終了後1年間について必要な自治会に限り、フォローアップ事業の指定を受けることができる。

### 5. 事業費

事業費は、沖縄市社会福祉協議会が負担し、1指定自治会あたり年間10万円とする。

### 6. 事業内容

自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、婦人会、青年会、ボランティア等の地域住民を中心に、要援護者やその家族に対する小地域ネットワークを形成し、ニーズの把握に努め、支援方法を検討し、必要な福祉サービス等へつなげることと、各自治会の特性に応じた地域福祉活動を行うものとする。

### 7. 福祉連絡会の設置

- (1) 自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、婦人会、青年会、ボランティア等により構成する福祉連絡会を設置する。
- (2) 福祉連絡会は、月1回以上の連絡会を開催し、意見交換を行うものとする。

### 8. 活動内容

- (1) 指定自治会は、地域の実情に応じて主体的に必要な活動を行うものとする。
- (2) 活動事例は別紙に掲げる。

## 9. 事業申請並びに報告

- (1) 指定自治会の自治会長は、年間の活動計画書及び予算書を沖縄市社会福祉協議会に提出する。
- (2) 指定自治会は、年度終了時に年間の活動報告書と事業費の決算書を沖縄市社会福祉協議会に提出する。
- (3) 指定自治会は、事業費を自治会の一般会計に計上するものとする。

## 10. 社会福祉協議会の役割

- (1) 指定自治会への活動の支援を行う。
- (2) 定例会並びにネットワーク事業への参加。
- (3) 指定自治会の情報交換会や研修会の実施。
- (4) 社会福祉関係資料、情報提供を行う。
- (5) その他必要な事業を指定自治会と調整の上、行う。

## 付 則

本要項は、平成9年12月25日から施行する。

( 別 紙 )

### 小地域ネットワーク活動事例

- (1) 福祉連絡会の開催
- (2) 福祉問題の把握
- (3) 在宅の高齢者や障害者等の要援護世帯に対する支えあい活動（見守り。声かけ等）
- (4) ふれあい活動（懇談会、会食会、ピクニック等）
- (5) 児童・青少年の健全育成
- (6) 関係機関との連携（社会福祉協議会、福祉施設、保健医療機関、警察、消防等）
- (7) 地域住民を対象にした学習や研修の実施等
- (8) ボランティアの発掘及びボランティア活動の促進